

令和7年
第10回立川市農業
委員会総会議事録

立川市農業委員会

令和 7 年第 10 回立川市農業委員会総会日程

日時 令和 7 年 10 月 27 日（月）午後 3 時

会場 208・209 会議室

1 開会

2 議事録署名委員の指名

3 報告事項

（1）事務報告

（2）農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

（3）農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について

4 議事

議案第 1 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

議案第 2 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について

5 その他

（1）その他

6 閉会

令和7年第10回立川市農業委員会総会

令和7年10月27日(月)

立川市役所208・209会議室

議席	氏名	議席	氏名
1番	鈴木 豊君	10番	鴻地 文武君
2番	嶋田 貞芳君	11番	岩崎 紗矢佳君
3番	高杉 晋一君	12番	
4番	内野 智行君	13番	
5番	橋本 良子君	14番	田中 佐一君
6番	浅見 恵子君	15番	清水 茂男君
7番	宿谷 豊君	16番	川野 進君
8番	横幕 玲子君	17番	
9番	森谷 一郎君		

事務局職員

局長 八谷 俊太郎君

係長 熊谷 寛君

主事 東島 信幸君

午後 2 時 58 分 開会

議長 皆さん、改めましてこんにちは。

定刻よりちょっと早いんですけれども、全員お集まりいただきましたので始めたいと思います。

今日は見た感じ、人数が少ない感じがするんですけども、3名の方が、今日はどうしても都合が悪いということで欠席でございますので、その辺は事務局、また、ほかの委員さんに対応していただけるということでございます。

来月は農業祭を8、9日で行います。7日に品評会の搬入がございます。ということで、また農業委員の皆さん方には、忙しいと思いますけれども、農業祭など、また御協力いただきたいと思います。

今日は議案のほうは、協議事項のほうでいろいろと皆さんに協議していただくことが結構あるんじゃないかなと思いますので、ぜひ皆さんの御協力でスムーズに議事が進みますよう、御協力をお願いしたいと思います。

それでは、ただいまより令和7年第10回立川市農業委員会総会を開催いたします。

立川市農業委員会規則第6条の規定を満たす数の委員に御出席をいただいておりますので、本総会は成立しております。

本日、総会に付議すべき項目は別紙のとおりでございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

それでは、座らせていただきます。

議長 初めに、議事録署名委員の指名でございます。今回は9番の森谷委員、10番の鴻地委員にお願いをいたします。

それでは、(1)事務報告、(2)農地法第4条第1項第7号の規定による届出が1件、(3)農地法第5条第1項第6号の規定による届出が9件、一括して事務局より報告をお願いいたします。

局長 それでは初めに、報告事項のほうを進めさせていただきた

いと思います。

着座にて失礼いたします。

それでは初めに、報告事項（1）事務報告を行います。

9月30日（火）、北多摩地区農業委員会連合会会长研修会が開催され、会長が出席をいたしました。

10月9日（木）から10日（金）にかけて農業委員会会長研究集会が開催され、会長が出席されました。

10月17日（金）、東京都農業会議常設審議委員会が開催され、会長が出席をいたしました。

10月21日（火）、企業的農業経営顕彰事業現地調査が実施され、事務局が出席をいたしました。

委員会といたしましては、10月16日（木）、10月の総会に向けた現地調査を実施し、27日（月）午後3時より第10回総会、終了後、全員協議会を開催いたします。

明日以降でございます。

11月11日（火）、女性農業委員等研修会が開催され、女性農業委員、事務局が出席を予定しております。

11月18日（火）、東京都農業会議常設審議委員会が開催され、会長が出席される予定です。

11月21日（金）、農業委員会改選に係る説明会を、JA各支部長を対象に実施いたします。

委員会といたしましては、11月14日（金）、11月の総会に向けた現地調査を、26日（水）午後3時より第11回総会、終了後、全員協議会を開催いたします。

報告事項（1）事務報告は以上となります。

続きまして、農地法に基づく届出に関する報告でございます。

報告事項（2）農地法第4条第1項第7号の規定による届出1件について御報告をいたします。

申請人の氏名、住所につきましては記載のとおりでございます。

農地の所在は曙町1丁目の1筆。地目は登記簿上が畠、現況

は宅地。面積は 198 m²。転用目的は住宅用地でございます。

周辺略図を御参照ください。

続きまして、報告事項（3）農地法第5条第1項第6号の規定による届出9件について御報告をいたします。

申請人の氏名、住所につきましては記載のとおりでございます。

1件目、農地の所在は西砂町1丁目の2筆。地目は登記簿上が畠、現況は宅地。面積は 660 m²。転用目的は住宅用地でございます。

2件目、農地の所在は栄町3丁目の2筆。地目は登記簿上が畠、現況も畠。面積は 464 m²。転用目的は住宅用地でございます。

3件目、農地の所在は栄町2丁目の1筆。地目は登記簿上が畠、現況は宅地。面積は 155 m²。転用目的は住宅用地でございます。

続きまして、4件目、農地の所在は一番町3丁目の1筆。地目は登記簿上が畠、現況は宅地。面積は 158 m²。転用目的は住宅用地でございます。

5件目、農地の所在は上砂町5丁目の1筆。地目は登記簿上が畠、現況は宅地。面積は 727 m²。転用目的は住宅用地でございます。

6件目、農地の所在は砂川町7丁目の1筆。地目は登記簿上が畠、現況も畠。面積は 1,430 m²のうち 224 m²。公共工事における一時転用となります。こちらは工事期間に変更がありまして、変更契約書の写しを提出していただいて確認をしております。転用目的は事業用地となります。

7件目、農地の所在は富士見町2丁目の1筆。地目は登記簿上が畠、現況は宅地。面積は 1.8 m²。転用目的は住宅用地でございます。

8件目、農地の所在は柏町2丁目の1筆。地目は登記簿上が畠、現況は宅地。面積は 145 m²。転用目的は住宅用地でござ

います。

最後に、9件目、農地の所在は西砂町6丁目の1筆。地目は登記簿上が畠、現況は雑種地。面積は14m²。転用目的は住宅用地でございます。

おのおの周辺略図を御参照ください。

報告は以上となります。

議長 ただいま御報告がありました件について、何か御質問等がありましたらお願いをいたします。

清水委員、お願いします。

15番 報告事項の中で、11月21日（金）の農業委員会改選に係る説明会。これは、詳しい時間とか場所とかは後ほど教えていただけるんでしょうか。後ほどであれば構わないんですけども、教えていただけますとありがとうございます。

主事 全員協議会のほうで詳しい日時と時間、詳細に説明いたします。

15番 それと、もう1つなんですが、5条関係の3番目なんですけれども、譲渡人と譲受人の関係と、備考のところの、令和7年3月7日、5条転用で別の方に譲受とかあるんですけども、この中に法人の代表者の方とかが入ってきていないんですけども、この辺の関係がちょっと私は分からなかつたので、説明してください。

係長 事務局のほうで説明させていただきます。

こちらは備考欄に書いてありますとおり、3月に一度、5条転用の手続をされているケースなんですが、譲受人との契約が契約どおりいかなかつたということで、所有権の移転ができなかつたということでした。そのために、今回改めて農地法5条による所有権移転も含めた届出のほうが出されたという経緯となっております。

よろしいでしょうか。

15番 譲渡人の関係と、どこか出てくるんですか。この……。

係長 譲渡人のほうは変わっておりません。前回の3月のときと

同じ方から、当初の方、こちらの備考欄に出ている方との契約が達成できなかつたため、改めて今回手続をされたということになります。

議長 いかがですか。

15番 分かりました。

議長 そのほか御質問ありますか。

すみません。では、私のほうから。私の勘違いか、ちょっと分からぬところがあるんですけれども、農地法第5条の2番の備考のところに「事務局長専決」と書いてあるんですけれども、これは地元の農業委員さんが確認とかはしないで専決したことなんでしょうか。

係長 こちらのほう、略図のほうを御覧ください。略図を御覧いただきますと、畠の周辺、全て宅地もしくは道路となっておりまして、周辺の農地への影響がないと判断させていただきました。

ほかの、以前のこういった届出であったときも、周辺が宅地で囲まれている道路などがあつて、畠がない場合は事務局長専決という形でさせていただいているケースがございます。今回もそのケースとさせていただいて、農業委員の方には見ていただきしております。

以上です。

議長 分かりました。これは地目が畠なので、その関係で質問をさせていただきました。分かりました。

岩崎委員、お願ひします。

11番 すみません。今みたいな、こういう場合はこういうふうになっている、こういう場合はこういうふうにやっているというか、今回は周りが全部宅地だったからというようなルールって、多分内規であると思うんですけども、そういう手続とか手順みたいなものを農業委員自身が確認する手段はないんですか。

今日、別件でも事前に説明させていただいて、事務処理要領的なものを知らないで、私たちはいつも何を確認させられてい

るのかがよく分からぬんですね。そういうルールを確認する手段ってあるんでしょうか。

議長 事務局、お願いします。

係長 今回のようないふなケスなんすけれども、以前は全ての畠であつた場所について、農業委員の方に現地調査をお願いしておつました。しかし、今回のようなケス、全て周りが住宅であつたりとか道路用地なんかがあつた場合には、事務局長専決といつ形で、委員の方には調査をしないでよろしいかということを、農業委員会の総会もしくは協議会だつたかと思うんですが、その中で皆さんに確認させていただき、そういう条件であれば局長専決とさせていただくということを決めさせていただいたので、手続的に周囲が畠じゃないところについては委員の調査なしでさせていただいております。

11番 今回のことについて何かを言つてゐるんじやなくて、要は、ルールを農業委員自身が確認する手段はあるかということですね。過去の委員会とか総会とかで決まつたなら、別にそれはそれで文句ないんですけども、今、会長がおっしゃつたみたいに、過去に決まつたことでも、今、提示されていないと忘れちやう。分からぬわけですよね。だから、そういうルールを確認する手段があるんですかという質問です。

どこかに何か、議事録も全部載つてゐるわけじやないし、何かの規定集みたいなものがあるのかとか、今回も別件を問い合わせたら規定が出てきましたよね。東島さんからいただきましたけれども。ああいう規定があつて、それを委員が閲覧することができず、自分たちが何をどうすることが仕事なのかが分からぬ状態で、もうずっと來ているのかなと思っている。そういう質問です。

なので、でも、ここで今、総会の場でやらなくとも結構ですので、御一考いただければと思います。

議長 いかがですか。事務局で。

では、今、岩崎委員が言われたように、今すぐということじ

やなく、次回以降にその辺を検討していただくとか。その辺ちょっとお願いします。

局長 事務局長専決もそうですし、皆さんに御確認いただいている事業について丁寧に、どういう内容でというところをお見せしなければいけないなというところは改めて考えておりますので、こちらのルールについては、どのような形になっているのかというところをお示しできるように、整理をさせていただきたいと思います。

議長 ありがとうございました。

そのほか御質問ありますか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないようでしたら、報告事項についてはこれで終了をいたします。

続いて、議案第1号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、今回多い、7件を議題に呈します。

今回も非常に多かったので、2班に分かれて調査を行いました。

それでは最初に、1番から3番を事務局より説明をお願いします。

局長 そうしましたら、議案第1号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、1番から3番について、まず東側3件の調査結果について御報告をいたします。

農地相続人の住所、氏名につきましては記載のとおりでございます。

現地調査は鈴木会長、岩崎委員、田中委員、事務局で行っております。

議案第1号の1、若葉町2丁目の1筆、3丁目の1筆の計2筆となります。略図1を御覧ください。略図1の2丁目の農地は若葉会館の南に位置する農地で、ケヤキなどの植木を生産されておりました。南側の木の一部が隣家の屋根にかかるなど大きくなっており、委員より指導がございましたが、3年前の調

査時にはかの家にかかっていた木は切られておりまして、改善が図られています。略図1の3丁目の農地は、さきの農地から北北東に位置する農地で、モミジやサルスベリなどが生産されておりました。売れずに残ってしまう木については剪定や伐採をし、剪定枝は片づけるよう委員より指導がございました。肥培管理はおむね良好で、境界も確認がでております。

続きまして、議案第1号の2、砂川町6丁目の1筆となります。略図2を御覧ください。略図2は砂川五番北の交差点から見て北に位置する農地で、農作物栽培高度化施設による栽培で、大規模にトマトを生産されておりました。11月下旬から7月頃まで継続して収穫ができるとのことです。都市農地貸借円滑化法による貸借をしており、所有者も1割従事することとされておりますが、詳細は後ほど地区委員から御説明をいただきます。肥培管理は良好で、境界も確認がでております。

続きまして、議案第1号の3、砂川町1丁目の2筆となります。略図3を御覧ください。略図3は砂川五差路の交差点から北東に位置する農地で、露地では大根やブロッコリー、ハウスではホウレンソウを生産するほか、タマネギなどの育苗をされておりました。地図の中心の四角部分は地目が墓であり、納税猶予から除外しております。しかし、現況は畠となっておりまして、地目を畠に変えたいとの御意向であったので、地目変更の方法について御案内をしております。肥培管理は良好で、境界も確認がでております。

東側3件は以上となります。

議長 それでは、確認を担当された委員から補足説明をお願いいたします。

まずは1番ですね。私のほうから、鈴木のほうから報告をさせていただきます。また、中立委員の岩崎委員には、追加説明があれば最後にお願いしたいと思います。

まず、1番のこの方ですね。先ほど事務局からも説明がありましたように、まず1番の若葉町の南側のところですね。以前

は隣接しているところに少し枝がかかったりしていたんですね。結構太かったので、下のほうから切っていただいてありましたので、そのほか問題はなかったと思います。

2番目ですね。2番目もやはり1か所、枝が隣接している住宅にちょっとかかっているので、それを早急に切ってくださいということでお願いしましたら、すぐ切っていただけるということで、こちらのほうを切っていただいた。そのほかも、やはりここの方も何本か太い木があったので、それも伐採をしていただいております。

それと、もう1つは1か所ですね。まだ木が密植していて、どうしても何か売れそうもないような木があった場所があるんですね。その辺も整理して、きれいに管理してくださいということでお願いしておきました。

あと、枝も、切った枝がまだ片づいていないということで、こちらのほうもかなり早急に片づけてもらいたいということで、お願いをしておきました。

そのほかは問題ないかと思われます。

以上でございます。

続きまして、2番と3番ですね。こちらは田中委員にお願いしたいと思います。

14番 2番の方ですけれども、ここでミニトマトのハウスで、たしか2万本ぐらい植わっていると聞いております。たしか9月に定植しまして、40段ぐらい取るかななんて言っていましたね。来年の7月ぐらいまでの収穫になっております。

この農地、都市農地貸借円滑化法ですけれども、所有者は1割じゃなくて、多分三百何日ぐらい見回り等をやっていると思います。農地につきましては何も問題ございません。

3番につきましてですけれども、ここもビニールハウスが主体でありますし、ビニールハウスも何か一棟、育苗のほうが、ハクビシンかアライグマ、それに上に乗っかられてビニールを張り直したなんて言っていましたね。また今、今日、会長に聞

かれたら、何か昨日あたり、また乗っかられて何とか何とかなんて言ったんですけれども、そのときに農業振興へ行っていたときまして、そういうことで補助金があるから防護しておくれということは伝えてあったんですけども、何かまたやられてしまったような感じです。

一応、真ん中の家墓の関係ですね。この家墓の関係も、事務局に調べてほしいと言ったんですけども、自分も聞いたところ、この家墓の登記の人が、どの人の登記になっているかによって大分遡ってやらないといけないから、2代、3代前の人人が登記になつたらそこまで遡る。そうしないと名前が変更にできない。まして、今のときには登記簿のときには、たしか公図とか何かありましたよね。積算。そんなふうなやつが。設計積算、測量費から入れてちゃんとしないと、それが出ないというふうなことも聞いたんですけども。

墓地のほうは、もう墓がないということは、お寺のほうではすぐ証明をしてくれるそうですね。そんなことを聞きまして、あと、事務局のほうにそれがどうなったのか、ちょっとお聞きしたくて、すみませんがよろしくお願ひいたします。畠としては問題ございません。

以上です。

議長 ありがとうございました。

それでは、岩崎委員から追加説明があつたらお願いします。

11番 肥培管理の点については、お二方からあつたとおりでございまして、特に補足はございません。

私からも事務局に質問で、現地確認のときにお聞きできなかつたものでありますけれども、2番については、ここの中身によりますと、円滑化法で30年貸しているということなんですが、賃貸借なのか、使用貸借なのかお聞きしたいという点が1点です。

それから、今、3番のほうでございました家墓のところですね。地目変更手続はどうなっているのかというのを法務局に照

会をされたのであれば、今回のケースは所有者が変わっているから、何かできないこともあるのかかもしれないけれども、一般論としてはどうだったのかというのを法務局等に御確認いただいたんだったら、それをお聞きしたいです。

今回みたいに、名前がずっと何代も前のやつというのは、いろいろやり方はありますけれども、一般には、選択にもよりますけれども時効取得もできるんじゃないかなと思いますね。もう20年以上、この人がずっと使っているというんだったら、そういうのもあるとは思いますが、それはどのような手段を取るかは人によるとは思いますけれども、一般論として事務局のほうで御確認いただいたところを、ぜひお教えいただきたいと思います。

以上です。

議長 ありがとうございました。

ただいま岩崎委員、そしてあと田中委員からも、3番の特にお墓の件。それと、その前の2番の件も含めて事務局より説明をお願いします。

係長 まず、2番のほうですが、使用貸借か賃貸借かというところですが、申し訳ございません。また後ほど確認した上で御報告いたします。

3番のお墓の件です。こちらは法務局のほうに、一般的にどうされるかということをお聞きしまして、所有者の方にはお話をさせていただきました。こちらの農地内にある墓地を変える場合なんですが、手続的に、例えばほかにあります雑種地から宅地に変えるとか、そういう手續と手續上、大きな違いはございませんということです。そこの中で添付書類を求められるケースがありますということがありまして、墓地を廃止した証明を、登記官によるそうですけれども、証明書の提出を求められるケースがあるということです。添付しておいたほうが基本的には間違いないので、つけていただいたほうがよろしいだろうというお話をございました。

こちらの証明書なんですが、法務局でお話を聞く限り、保健所のほうで証明書の発行をされていますということを回答いただいております。

また、登記の所有者が違うとか、住所、こちらの場合ですと、現在砂川町にありますが、昔の砂川町だったときとか、古いままでいうケースが間々あるそうです。そういう場合には住民票をつけていただくことをお願いしているということをおっしゃっておりましたので、登記を見ていただきまして、現在の所有者と違うとか、現在の住所地と違うなどの場合は住民票をつけてくださいということでした。そのように法務局から聞きましたので、所有者の方にはお伝えをしております。

以上です。

11番 新たに測量を入れる必要はありますか。

係長 今回の場合、一般的なお話ということで、丸筆のまま、特に変更がないという条件で聞いたものですから、そこまでちょっとお聞きはしておりません。

議長 ありがとうございます。

たしか、お金もほとんどかからないというような話でしたよね。法務局のほうで聞いた場合。

係長 すみません、追加で。地目変更登記自体、費用は無料ということでございました。

議長 それとあと、先ほど2番の方の都市農地円滑化法の貸借中であることを、前回、現地調査のとき我々に伝えていなかつたということもあったと思うんですけども、こちらを私のほうに。

貸借ということなので、この辺の細かい話は別に言わなくてもよかったです。伝えなくても。それは問題ないんですね。貸借中なので、先ほど今。たしかここには使用貸借と書いてありましたけれども。息子の農業法人への使用貸借ということで書いてありましたね。と私は聞いたんですけども。

係長 その点も含めて確認させていただいて、後ほどまた御報告

させていただきます。

議長 では、こちらについて、また分かり次第お願ひしたいと思います。

ただいま説明がありました件について、御質問があつたらお願ひしたいと思います。よろしいでしょうか。

……質疑なしの声

議長 それでは、続きまして、4番から7番を事務局より説明をお願いします。

局長 そうしましたら、続きまして、西側4件の調査結果について御報告をいたします。

現地調査は嶋田職務代理、宿谷委員、森谷委員、川野委員、事務局で行っております。

まず、議案第1号の4、柏町3丁目の1筆、4丁目の1筆の計2筆となります。略図4を御覧ください。略図4の3丁目の農地は柏保育園の東に位置する農地で、オクラやナス、キウイを生産されておりました。4丁目の農地は日大二高グラウンドの東側に位置する農地で、ニンジン、ハクサイ、トウガンなどを生産されておりました。肥培管理は良好で、境界も確認できております。

続きまして、議案第1号の5、一番町1丁目の1筆となります。略図5を御覧ください。略図5は都道59号線と国営公園北通りの交差点から西に位置する農地で、一面にネギを生産されておりました。肥培管理は大変良好で、境界も確認できております。

続いて、議案第1号の6、西砂町1丁目の5筆となります。略図6を御覧ください。略図6は、西砂町宮沢交差点の南東に位置する農地で、ナス、ピーマン、ブロッコリーなどを生産されておりました。境界について分かりづらい部分があつたため、次の調査にも備えてポールなどの目印を設置するよう、委員より指導がございました。肥培管理は良好で、境界も確認できております。

最後に、議案第1号の7、一番町2丁目の3筆、3丁目の12筆の計15筆となります。略図7を御覧ください。まず、略図7の南側、2丁目の農地は、西武拝島線からほど近い場所に位置する農地となりまして、ニンジンや里芋を生産されておりました。

続きまして、略図7の3丁目、北側の農地のうち、まず、西側の農地につきましては、令和6年度に左上の一部欠けた部分がございまして、こちらが送電線の鉄塔の事業用地として電力会社が買い上げたところになります。それに伴いまして、欠けた部分については生産緑地が解除されて、納税猶予額も確定とされております。現在、鉄塔の改造工事が行われております。当該筆については令和6年12月1日から令和7年1月28日までとして、改造工事の事業用地として一時転用の届出が出されてございます。公共事業に当たること、非代替性が認められること、あと、転用期間が1年未満であることから、一時転用ですが納税猶予の適用が認められております。ここの農地について、今回調査時にはフェンスの囲いがありまして、中に入ることができませんでしたので、一時転用前の耕作の状況につきましては、後ほど地区委員より御説明をいただくこととなってございます。

続きまして、略図7の中央の農地につきましては、ハクサイ、ニンジン、ナスなど多品種の野菜を生産されておりました。

最後に、略図7の東側の農地です。こちらではネギ、ニンニク、大根を生産されておりました。いずれの農地も肥培管理は良好で、境界も確認できております。

議案第1号の説明は以上となります。

議長 ありがとうございました。

それでは、確認を担当された委員から補足説明をお願いいたします。

まず、4番を宿谷委員、お願いします。

7番 この4番の畠ですけれども、境界は全て確認できました。

また、肥培管理もちゃんとしていまして、作付していないところもちゃんと耕うんされていました。問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございました。

続きまして、5番を森谷委員、お願いします。

9番 5番の農地も、境界も確認されましたし、肥培管理も良好でしたので問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございました。

6番を川野委員、お願いします。

16番 6番ですけれども、肥培管理については事務局の説明どおり、大変良好にされておりました。境界については、上の部分なんですけれども、ちょっと段差があると思うんですけども、これは、どうしてこういうふうな形になっているのかが、ちょっと分からぬんですが、一部不明確なところがありましたので、確認しておくようにということで、特に問題ないと思います。

議長 ありがとうございました。

続きまして、7番を職務代理、お願いします。

2番 この方の畠ですけれども、事務局から報告がありましたように、肥培管理は問題ないと思います。

それと、一時転用されている農地につきましてですけれども、当日、現地のほうは事務局からあったように、フェンスでちょっとぐるっと囲まれている形なんですけれども、それ以前の畠の状況については、大根だとかニンジンだとか、そういうものを作付されていまして、転用前までの状況としては問題ないと思います。

全体的には、肥培管理はどの畠もよくできていたと思いますので、問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございました。

ただいま説明がありました件について、何か御質問がありましたらお願ひしたいと思います。ございませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、御質問等がないと認め、採決に移ります。議案第1号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決します。

次に、議案第2号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について議題に呈します。

まず、議案第2号の1について事務局より説明をお願いします。この議案は委員の世帯に関する事項についてのことでございますので、農業委員会会議規則の第10条の規定により、議事に参与することができませんので、該当の委員はここで一度退席をお願いいたします。

事務局、説明をお願いします。

局長 そうしましたら、議案第2号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明につきまして、まず、第2号の1について御説明をいたします。

農地相続人の住所、氏名につきましては記載のとおりでございます。

略図1を御覧ください。土地の所在は西砂町1丁目の1筆。面積は2,854m²です。申出事由は死亡。証明内容は、生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者となっております。

議案第2号の1については以上となります。

議長 ありがとうございました。

それでは、担当された委員から、地区委員から補足説明をお願いします。

まず、嶋田職務代理、お願いします。

2番 現地のほうを確認してきました。境界のほうは全て確認できまして、今、現状としてはハウスが3棟建っておりまして、このハウスでは花卉、パンジーだとか、そういうものを生産しております。それとあと、残りの農地についてはニンジン等を栽培されておりまして、非常に肥培管理もよくできておりますので、証明することに問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございました。

ただいま説明がありました件について、御質問があつたらお願いします。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、御質問がないと認め、採決に移ります。議案第2号の1、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決します。

続いて、議案第2号の2と3について事務局より説明をお願いします。

局長 そうしましたら、議案第2号の2、3、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明につきまして御説明をいたします。

まずは略図2を御覧ください。土地の所在は砂川町1丁目の1筆の一部。面積は359.42m²です。申出事由は故障。証明内容は、生産緑地法施行規則第3条の規定による一定割合以上従事している者となっております。なお、故障の内容としては、上肢機能障害4級となっておりまして、故障要件一覧をお配りしていますが、こちらに該当しているということになります。

続きまして、3番。略図3を御覧ください。土地の所在は幸

町5丁目の14筆。面積は9, 456m²となります。申出事由は死亡。証明内容は、生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者となっております。

議案第2号の説明については以上となります。

議長 ありがとうございました。

それでは、確認を担当された委員から補足説明をお願いします。

まず初めに、田中委員、お願いします。

14番 この番号2番ですけれども、この方は親子で一緒に畠をやっているんですね。畠のほうは里芋とか落花生等を作っているんですけども、この娘さんが、左腕がある程度しか上に上がらないんですよね。だんだん手が本当にもう上がりづらくなってきて、農業のほうがだんだん大変になってきたというふうなことになっておりまして、一緒に畠はやっております。

以上です。

議長 ありがとうございました。

続きまして、高橋委員ですが、本日欠席なので事務局より代読をお願いします。

係長 高橋委員に代わりまして、事務局からこちらを報告させていただきます。

こちらの方につきましては、これまで畠の管理もきちんとされておりまして、現在も畠の管理のほうはきれいな状態を保たれております。証明することに問題がないということをお聞きしておりますので、報告させていただきます。

議長 ありがとうございました。

ただいま説明がありました件について御質問があつたらお願ひいたします。

田中委員、お願いします。

14番 すみません、2番の関係ですけれども、この方は親子でやっていまして、娘さんのほうが従事者証明を取るんですが、もしこの方、親が亡くなった場合には、この方は適格者証明とい

うのが出るんですか。

主事 お答えいたします。

所有者の方が亡くなった場合、その農地について、相続される方が営農を続けるということであれば、適格者証明は出せるものと考えております。

14番 この従事者証明というのは、農業があまりできないというふうなことで、多分出すようなものだと思っているんですよ。その方が、もし相続になった場合には、できないという方に適格者証明を受けるということ自体が、自分は何か納得しないんですけれども、いかがですかね。

主事 今回の買取申出の事由が生じた方が相続した場合ですよね。すみません、すぐにお答えができないので、どういった確認事項が、いつもの適格者証明の発行の際に追加して必要になるのか確認いたしまして、後日お答えできればと思います。

14番 もしこのときに、この従事者証明が、今日ここの場で採決されて決定になった場合に、もしその方があんまり、この相続のときに適格者証明はできませんよといった場合には、却下するということはできるんですか。

議長 いかがでしょうか。事務局、お願いします。

主事 今回この故障について、この買取申出の生じた方について故障の要件に該当する事由が発生いたしました。それに伴い、生産緑地の一部解除ということで、営農する、できる部分は残していると解釈しておりますので、適格者証明について出せないとも言い切れません。

議長 では、この2番の方は、今回、主たる従事者の証明は、はつきりできない以上、証明の発行というのはちょっと難しいということですね。今回。今日。

主事 主たる従事者についての発行と、先ほどの田中委員からの御質問は別と考えております。今回の発行はできるものと考えております。今後の、またさらに、現在の所有者の方が亡くなつた際の相続時については確認が必要と申し上げました。

14番 確認って、何の確認ですか。

3番 今回の方ですけれども、親子でやっているということなんですけれども、主たる従事者が2人なんですか。2人だったら、今回1人がいなくなっても、次はありかなとは思うんですけれども。

11番 まず、今回、議題が主たる従事者についての証明というふうに上がっていますけれども、この2番については主たる従事者じゃなくて、一定割合以上従事している者の証明ということでいいですか。それとも違うんですか。

主事 主たる従事者証明の中で、一定割合以上従事している者と証明してお出しすることになります。

11番 なので、例えば1番の方のような、主たる従事者そのものではないという。大きくなくくりでは主たる従事者証明だけれども、その中の細かいやつでは、本法の10条の主たる従事者証明ではないということですかね。

主事 主たる従事者証明としての効力は同程度持ちます。これは私が調べ切れていないんですけども、ほかの自治体などでは、主たる従事者が複数いると判断して発行している自治体もありました。ただ、そこの解釈については調べさせていただければなとは思うんですけども、今回は、この生産緑地法施行規則第3条の規定による一定割合以上ということでお出しをしております。

11番 それは証明願がこっちのほうだったということですかね。証明願のほうで一定割合以上の従事というほうで、証明申請が上がってきたということでいいんですかね。それとも事務局が決めたんですか。

主事 申請時から一定割合以上として御申請いただいております。

16番 主たる従事者本人じゃなくて、同居の御家族ということなんですけれども、以前は主たる従事者に準じる者ということで規定があったと思うんですけども、今回、紙の中には故障の内容だけで、準じる者に対しての規定というのはどういうもの

があるのかなと。農業従事日数、何日とか、たしかあったような気がするんですけども。今、8.1調査をやっていないので、本人がどれぐらい従事していたかという把握するすべがないので、その辺どうなのかなと。

議長 事務局、お願いします。

主事 少々お待ちください。

お答えいたします。生産緑地法施行規則の第3条の中に、皆様のお手元にはないですが、一定割合以上従事しているところについて明記がございまして、そのまま読み上げますと、イと口がございまして、主たる従事者が65歳未満か以上かで、従事する日数が変わってまいります。今回は主たる従事者である所有者の方が65歳以上であるので、当該者が生産緑地に係る農林漁業の業務に1年間に従事した日数の7割、こちらを満たしていることが、一定割合以上従事している者の基準となっております。

これについて、主たる従事者証明をこちらに申請する前段階で、農業振興課の窓口のほうに、今回のこの故障が買取申出できる要件になり得るのかというところで、別途御申請をいただいて、地区委員に事前に御確認をしていただいたという経緯がございます。そちらで7割以上の従事を確認できましたので、今回、主たる従事者証明について御申請をしていただいたという経緯でございます。

議長 川野委員、どうですか。

16番 聞き取りするまでは、特にデータとして委員会では持っていないということでおよろしいですかね。

主事 そうですね。特段データは持っておりません。ただ、生産緑地の指定を誰がしたかという所有者、また、農業従事者については把握はしているんですが、農業委員会としては把握していないので、照会をかけて把握することになります。

11番 それで結局、田中委員の質問に対する回答というのは、確認をするというところで終わるんですか。

主事 質問について、ちょっと整理させていただきたいんですが、今回、この主たる従事者証明を出した後に、この買取申出事由のところに名前がある、今回故障があった方が適格者証明を受けられるかという御質問で合っていますでしょうか。

議長 そうですね。

主事 これについては、今回全ての農地を手放すわけではなく、営農を続けつつ、営農がこれ以上は、同程度の規模だと続けられないということでの一部の買取申出になりますので、そのまま保有して続けるのですが、適格者証明の際には、恐らくその方々が御家族などのサポートを受けながら終生営農できるかというところを判断していくことになると思うんですが、こちらについては思うではなく、確定した情報を後ほどお伝えできればと考えております。

11番 今のところは、この方は今、上肢が重い故障があるというところなんですが、上肢に不具合があったとしても、できる範囲の農業は続けるという前提であれば、この後、御相続が発生して、現在の所有者がお亡くなりになった後、この方が御相続されたとしても、上肢に支障がある範囲内でできる農業をやっていくことであれば、主たる従事者証明が出るという考え方なんですか。

あるいは、そこで貸すことも考えられますよね。円滑化法ですね。ということもあると思うんですけども、そこの辺の基準を調べるということなんですか。

主事 委員がおっしゃったのは、主たる従事者証明ではなくて適格者証明……。

11番 そうですね……。適格者証明になりますね。相続が発生したときに出すものが適格者証明ですもんね。田中委員の質問も適格者証明ですよね。

主事 これについては、本当に終生営農が続けられるかというのを適格者証明の際に判断いたしますので、この方の障害の状況も、もちろん考えるかとは思います。その際の判断になるので

はなかろうかという回答しか、ちょっと今はできなくて、どういった方針になるのかというところは後日回答できればなと思うんですが。

11番 心配しているのが、本日この証明を出すことによる将来のリスクについて、申請者本人が理解しているかどうかというところを心配しているんじゃないかなと思います。ですので、後日、後日の後日がいつかは分からないですけれども、ここで議決をしてしまったら、その議決は取り消せないことになりますので、後日リスクが顕在化するような状態だと分かっても、それはあまり御本人のためにならないことだとは思うので、事前の確認が必要だったかなという。そういうことなんですが、いかがでしょうか。

局長 まず、こちらの方について、一部解除ということでやっておりますけれども、今後の営農を続けるかどうかというところの部分について、適格者証明ということは営農を続けるということの証明になろうかと思いますけれども、まず、その部分、障害のある方がここで相続されるというのが前提であれば、その部分が、かなり難しいところはあるのではないかなどいうふうに考えております。

先ほど岩崎委員からお話があったとおり、貸借をすることによっての営農、1割従事ということであれば可能なのかどうなのかというところは、そこで判断することになろうかと思いますけれども、一般に、この方だけで営農を続けるということは難しいというふうに判断するのが妥当だと思いますので、そういった意味では、この方が個人で受けられる適格者証明というのは出ないというのが、故障の事由で今回出てきておりますので、そういうことで御理解いただければよろしいかと思います。

御本人から、こここの土地に関しまして今後どうするのかといったところの部分、売却をするというところも前提にして、お話を一部いただいているところになりますので、その部分については内容を御理解いただいているということで、我々事務

局としては一旦受け取ってはおります。ただ、実際に相続が発生した際に、その内容で本当によかったですのかどうかというところはあろうかとは思いますので、御本人には改めてリスクといいますか、一定割合の中での従事しかできないよというところで整理させていただくのが妥当かなと思ってございます。

議長 ということは、今回、あくまでも一定割合を従事しているかどうかということでの従事者証明ということなので、今回は、これは証明することに対しては問題はないということでおろしいんですね。分かりました。

そのほか御質問があつたらお願ひしたいと思います。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 先ほどの質問については次回以降にまたお願ひしたいと思います。

それでは、質問がないと認め、採決に移ります。議案第2号の2と3、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決します。

そのほか何かござりますか。

局長 事務局からは特にございません。

議長 ないようであれば、本日の審議予定はこれで終了でございます。

次回の農業委員会は11月26日（水）午後3時から208・209会議室で開催となります。

今まででしたら次回からネクタイ着用だったんですけども、年間通して、もうノーネクタイということでございますので、ネクタイは不要でございますので、その辺もお願ひしたいと思います。

本日も慎重審議をしていただきまして、ありがとうございました。

午後4時03分 閉会

以上のとおり会議の顛末を記録して、相違ないことを
証するため、署名捺印する。

農業委員会議長

議事録署名委員

議事録署名委員